

独立行政法人国立公文書館利用等規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 月 日

独立行政法人 国立公文書館
館長 高山正也

独立行政法人国立公文書館利用等規則の一部改正について

独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成23年規程第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「不正アクセス（）」を「不正アクセス行為（）」に、「第3条第2項に規定する不正アクセス」を「第2条第4項に規定する不正アクセス行為」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 月 日から施行する。

独立行政法人国立公文書館利用等規則（新旧対照表）

(改正部分のみ)

改 正 案	現 行
<p>第9条 館は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>一 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>二 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する<u>不正アクセス行為</u>（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）<u>第2条第4項に規定する不正アクセス行為</u>をいう。）を防止するために必要な措置</p> <p>三 館の職員に対する教育・研修の実施</p> <p>四 その他の必要な措置</p>	<p>第9条 館は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>一 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>二 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する<u>不正アクセス</u>（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）<u>第3条第2項に規定する不正アクセス</u>をいう。）を防止するために必要な措置</p> <p>三 館の職員に対する教育・研修の実施</p> <p>四 その他の必要な措置</p>

宮内庁訓令第 号

宮内公文書館利用等規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 月 日

宮内庁長官 風岡 典之

宮内公文書館利用等規則の一部を改正する訓令

宮内公文書館利用等規則（平成23年宮内庁訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「不正アクセス（）」を「不正アクセス行為（）」に、「第3条第2項に規定する不正アクセス」を「第2条第4項に規定する不正アクセス行為」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 月 日から施行する。

宮内公文書館利用等規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 館は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。)が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するために必要な措置</p> <p>館の職員に対する教育・研修の実施</p> <p>その他必要な措置</p> <p>第9条～第33条 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 館は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。)が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。)を防止するために必要な措置</p> <p>館の職員に対する教育・研修の実施</p> <p>その他必要な措置</p> <p>第9条～第33条 (略)</p>

○外務省訓令第 号

外務省外交史料館利用等規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年11月 日

外務大臣 玄葉 光一郎

外務省外交史料館利用等規則の一部を改正する訓令

外務省外交史料館利用等規則（平成23年外務省訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「不正アクセス（）」を「不正アクセス行為（）」に、「第3条第2項に規定する不正アクセス」を「第2条第4項に規定する不正アクセス行為」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年11月 日から施行する。

外務省外交史料館利用等規則(新旧対照表)

※改正部分のみ

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 館は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。)が記録されている場合には、公文書管理法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>一 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>二 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する<u>不正アクセス行為</u>(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するために必要な措置</p> <p>三 館の職員に対する教育・研修の実施</p> <p>四 その他必要な措置</p>	<p style="text-align: center;">(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 館は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。)が記録されている場合には、公文書管理法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>一 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>二 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する<u>不正アクセス</u>(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。)を防止するために必要な措置</p> <p>三 館の職員に対する教育・研修の実施</p> <p>四 その他必要な措置</p>

東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成24年10月26日

国立大学法人東北大学
総長 里見 進

東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項の
一部を改正する規則

東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項（平成23年5月31日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「不正アクセス（）」を「不正アクセス行為（）」に、「第3条第2項に規定する不正アクセス」を「第2条第4項に規定する不正アクセス行為」に改める。

附 則

この要項は、平成24年 月 日から施行する。

東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項新旧対照表

東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>○東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室 利用等要項</p> <p style="text-align: right;">平成 23 年 5 月 31 日 総長裁定</p> <p>第 8 条 公文書室は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第 15 条第 3 項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>一 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>二 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）<u>第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為</u>をいう。）を防止するために必要な措置</p> <p>三 公文書室の職員に対する教育・研修の実施</p> <p>四 その他必要な措置</p>	<p>○東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室 利用等要項</p> <p style="text-align: right;">平成 23 年 5 月 31 日 総長裁定</p> <p>第 8 条 公文書室は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第 15 条第 3 項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>一 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>二 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）<u>第 3 条第 2 項に規定する不正アクセス</u>をいう。）を防止するために必要な措置</p> <p>三 公文書室の職員に対する教育・研修の実施</p> <p>四 その他必要な措置</p>

附 則(平成24年 月 日改正)

この要項は、平成 24 年 月 日から施行し、改正後の第 8 条の規定は、平成 24 年 5 月 1 日から適用する。

名古屋大学大学文書資料室利用等規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 年 月 日

国立大学法人名古屋大学総長 濱口道成

名古屋大学大学文書資料室利用等規程の一部を改正する規程

名古屋大学大学文書資料室利用等規程（平成 22 年度規程第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「不正アクセス（）」を「不正アクセス行為（）」に、「第 3 条第 2 項に規定する不正アクセス」を「第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為」に改める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

名古屋大学大学文書資料室利用等規程の一部を改正する規程（案）新旧対照

現 行 条 文

（目的）

第1条 この規程は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）に基づき、名古屋大学大学文書資料室（以下「資料室」という。）が保存する特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「特定歴史公文書等」とは、法第2条第7項に規定する特定歴史公文書等のうち、資料室に移管され、又は寄贈され、若しくは寄託されたもの及び法の施行の際、現に資料室が保存する歴史公文書等（現用のものを除く。）をいう。

（省略）

（個人情報漏えい防止のために必要な措置）

第8条 資料室は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 一 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限
- 二 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置
- 三 資料室の職員に対する教育・研修の実施
- 四 その他必要な措置

（省略）

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

改 正（案）条 文

（同左）

第1条 （同左）

（同左）

第2条 （同左）

（省略）

（同左）

第8条 （同左）

一 （同左）

二 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置

三 （同左）

四 （同左）

（省略）